

食品衛生トピックス 《2015/03/16》

○食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令について

輸入時のモニタリング検査の結果、インド産フェネグリークの種子からアフラトキシンが検出されたことを踏まえ、インド産フェネグリークの種子等) については、検査命令の対象となりました。

検査命令日：平成27年3月13日

対象国：インド

対象品目：フェネグリークの種子及びその加工品（フェネグリークの種子が30%以上含有するものに限る。）

検査項目：アフラトキシン

【 アフラトキシン 】

発がん性を有するカビ毒（アスペルギルス属の真菌により生産される）の一種

【 違反の内容 】

品名：フェネグリークパウダー

輸入者：株式会社 ○○○・○○○○○

製造者：GATE FOODS PRIVATE LIMITED

届出数量及び重量：3 バッグ、90.00 キログラム

検査結果：アフラトキシン 30 μ g/kg 検出（基準：付着してはならない）

届出先：東京検疫所

日本への到着年月日：平成27年2月12日

違反確定日：平成27年3月11日

貨物の措置状況：全量保管中